

報道発表資料の配付日時 4月17日(水) 10時00分

| | | | |
|------------------|---|------|--|
| 発表項目 (行事名) | 住民監査請求に係る陳述の実施について | | |
| 記者レクチャー のお知らせ | (実施日時) | 発表者 | |
| | | 発表場所 | |
| 概要 | <p>次の住民監査請求に係る監査を行うにあたり、請求人及び監査対象部局の陳述の聴取を実施します。</p> <p>1 件名 社会福祉法人徳美会への老人福祉施設等整備事業費補助金の返還措置を求める住民監査請求</p> <p>2 開催日時 令和6年4月22日(月) 13時30分～14時45分(予定) ※ 一般傍聴を希望の方には12時55分から13時10分までの間に受付で整理券を配布し、13時10分より整理券と傍聴券を引き換えます。 ※ 一般傍聴の希望者が多数の場合、くじにより傍聴人を決定します。</p> <p>3 開催場所 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館11階 監査委員事務局大会議室</p> <p>4 陳述(予定)者 請求人及び監査対象部局職員</p> <p>5 出席監査委員 北海道監査委員 中野 秀敏、北海道監査委員 沖田 清志、 北海道監査委員 深瀬 聡、北海道監査委員 佐藤 則子</p> <p>6 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 請求人及び監査対象部局から、請求内容に関する陳述が行われます。 陳述の実施については、監査委員事務局のホームページでもお知らせしています。(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kj/skk/a0000/) | | |
| 参考 | 根拠法令：地方自治法第242条第7項及び第8項 | | |

| | |
|-----------------|--|
| 報道(取材)に当たってのお願い | <p>○ 陳述の聴取は公開で行います。</p> <p>○ 「住民監査請求に係る証拠の提出並びに陳述及び傍聴の取扱基準」第10に定める「傍聴席における傍聴人の写真、映画等の撮影及び放送、録音等の制限」から、会場内でのカメラ撮影は陳述開始前の概ね5分間(13時25分～13時30分)に限らせていただきます。陳述中は、写真、動画等の撮影又は放送、録音等を行うことはできませんので、係員の指示に従って取材していただくよう、ご協力をお願いします。</p> <p>○ 12時55分に開場します</p> |
|-----------------|--|

| | |
|-----------|------------------|
| 他のクラブとの関係 | 同時配付(場所) 同時レク |
|-----------|------------------|

| | |
|---------|---|
| 担当(連絡先) | <p>監査委員事務局総括監査課(担当者：神山、山崎)</p> <p>TEL ダイヤルイン 011-204-5638</p> <p>公用スマホ 011-585-6101 内線46125</p> |
|---------|---|